

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「基づき」を「より」に、「を受ける実習助手の範囲並びに産業教育手当の額及び支給範囲について定めることを目的」を「に関し必要な事項を定めるもの」に改める。

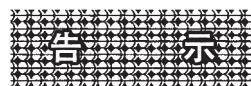
第2条中「第27条の7第2項」を「第27条の7第3項」に改める。
第3条を次のように改める。

(再任用短時間勤務学校職員の産業教育手当の月額の端数計算)
第3条 学校職員給与条例第11条の3第2項に規定する再任用短時間勤務学校職員について、学校職員給与条例第27条の7第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により支給する産業教育手当の月額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の産業教育手当の月額とする。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

高校教育チーム



長野県告示第463号

技術専門校の平成19年度の訓練定員を次のように定めました。

平成18年9月21日

長野県知事 村井 仁

技術専門 校名	訓 練 職 種 (訓練科)	定 員	
		普通課程	短期課程
長野県長野 技術専門校	機械加工科 電気工事科 製版科 木造建築科	20 20 20 20	人 人
長野県松本 技術専門校	電気工事科 自動車整備科 木造建築科 冷凍空調設備科 木材工芸科	40 40 40 40 10	
長野県岡谷 技術専門校	コンピュータ制御科 自動車整備科 機械制御科 電子制御科	10 40	10 10
長野県飯田 技術専門校	自動車整備科 木造建築科	40 20	
長野県伊那 技術専門校	木工科 木造建築科 メカトロニクス科 システム設計科 機械科	20 20 40 40	10
長野県佐久 技術専門校	機械加工科 機械製図科 コンピュータ制御科 N C 機械システム科 C A D / C A M システム科 コンピュータシステム科	10 10 10	20 20 20
長野県上松 技術専門校	木工科 木材工芸科	30 10	

雇用・人財育成チーム

長野県公営企業告示第3号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、平成18年10月1日から、県営水道条例(昭和38年長野県条例第17号)及び県営水道条例施行規程(昭和38年長野県公営企業管理規程第10号)の規定に基づく水道料金徴収事務を株式会社電算に委託します。

平成18年9月21日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 峯山 強

経営企画チーム

選告示第55号

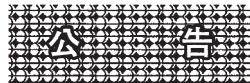
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成18年9月21日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

「	35,685	」	「	35,448	」
	364,037			362,066	
	11,998			11,918	
	17,234			17,147	
	21,139			21,053	
	12,703			12,631	
	25,603			25,446	
	19,013			18,907	
	10,405			10,300	
	15,219			15,141	
	27,579			27,445	
	9,917			9,841	
	11,250			11,202	
	6,976			6,947	
	15,052			14,971	
別表中	97,574	を		96,898	に改める。
	55,272			54,711	
	32,971			32,746	
	15,019			14,918	
	28,301			28,090	
	14,296			14,174	
	19,872			19,771	
	12,015			11,941	
	16,623			16,485	
	9,192			9,123	
	11,461			11,387	
	8,147			8,090	
	9,043			8,985	
	15,031			14,933	
	17,194			17,097	
	10,622			10,583	
	18,027	」		17,926	」

選挙管理委員会

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年9月21日

長野県知事 村井仁

1 申請のあった年月日

平成18年9月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あづみ野の風

3 代表者の氏名

逸見敏子

4 主たる事務所の所在地

安曇野市穂高有明7548番地4

5 定款に記載された目的

この法人は高齢者、障害者をはじめ、全ての人々が住み慣れた環境の中で、自立して健やかに暮らせるよう、介護と生活支援を行い、以ってこの地域の人々が健康を維持し、心豊かに住み続けられる社会と、その仕組みの構築に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年9月21日

長野県知事 村井仁

1 申請のあった年月日

平成18年9月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人天空觀

3 代表者の氏名

井口彰

4 主たる事務所の所在地

安曇野市穂高北穂高506番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して訪問入浴サービス及び小規模多機能型居宅介護等を中心とした事業を行い、地域の少子高齢化に対する利便性を配慮し、また家族の負担軽減をし且つ利用者の健康増進と社会福祉に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム